

資料 1

10年後のガス体エネルギー産業のあり方について

平成13年3月13日
(社)日本エルピーガス連合会
会長 伊藤 實

1. 基本的考え方

エネルギーは、あらゆる産業・国民生活の基盤となっているものであり、エネルギー業界は、これを安全・安定・安価に供給する責務がある。この責務を達成するには業界の努力はもとより、施策面における国の適切なサポートが必要である。

また、世界的な規制緩和推進の流れの中において、日本でも自由化の推進による新制度のもの、エネルギーを供給することが必要となっている。一般ガス事業、簡易ガス事業、LPガス販売事業のガス体エネルギー産業は、これをいったいとして捉え、その制度改革、構造改革に向けて積極的な議論をしなければならない。

このような状況を踏まえ、ガス体エネルギー産業は、これまでのあり方における利害得失にこだわることなく、国民消費者のニーズに応え、且つ、内外のエネルギー間競争にも対応できる制度改革に向けて積極的に議論を深めることが重要である。

なお、この際には、徒に欧米諸国の制度を模倣するのではなく、我が国の国民性や地理的条件、少資源国としての事情を加味した我が国独自の抜本的な制度を目指すべきである。

2. エネルギー産業の抜本的な制度改革について

(1) 競争の自由化

(イ) 現在のガス体エネルギー産業のうち、一般ガス事業及び簡易ガス事業の根拠法であるガス事業法は、事業の健全な発展と消費者利益の保護を目的としており、一方、LPガス販売事業法は、高圧ガス保安法および液化石油ガス法によって、保安規制及び取引の適正化について規制及び取り引きの適正化について規制を受けている。

いずれの事業形態とも、ガス体エネルギーを需要家に供給するという点では同じであるが、供給するガスの修理の違い及び導管供給か容器供給かなど供給方式の違いがある。

(ロ) これまでLPガス販売業界は、山間僻地や離島にいたる日本の隅々まで、安全を第一に、需要家の要望に応じ、安価で安定的な供給に努めてきた。

こうしたガス文化の供給は、主として中小LPガス販売事業者の努力によるものであり、最も合理的なものと理解し、今後さらにより効率化を促進する施策のもと一般ガス業界、簡易ガス業界と一体となった新制度のもとで、すべての国民消費者に向けて、ガス体エネルギーの安定供給等について国民の負担に応えな

ればならない。

したがって、ガス体エネルギー産業の新しい法制度は、後述する規制を除き基本的には、エネルギーの選択において需要化の以降が最優先することを前提に自由な競争市場ができるよう整備すべきである。

(2) ガスチェーンのあり方について

(イ) ガス体エネルギー市場の競争基盤を確立し、市場を活性化するためガス外エネルギー産業それぞれの事業者が所有する設備を相互に利用できる合理的な制度の確立が必要である。

(ロ) また、L P ガス、天然ガスのいずれを供給するかあるいは利用するかは、販売事業者と需要家の自由な選択に任せるべきである。

(ハ) これらの課題を解決することによって、一定の明確な使用条件の下で託送料金や卸供給料金並びにL P ガス設備の利用料金を支払えば、事業者は自由に相互の設備が活用でき、より低コストで効率的な運用が期待できる。

(ニ) 国は、この利用について公平な運用が図られるよう適切な制度を創設されるべきである。

(3) ガス販売事業者の区分のあり方

一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びL P ガス販売事業者は、全てガス販売事業者と位置付ける。区分については、ガス種及び供給方式の差異特性に伴う。「最低限の保安規制」並びに「需要家の利益保護のための、最低限の事業者規制」等によって、適切な制度を考慮すればよい。

3. 10 年度のガス体エネルギー産業の姿

前述した制度改正が行われるならば、ガス販売事業者は、ガス種、供給方式や地域を問わず、国民の負託に応えることができる。保安と安定供給の基盤並びにガス体エネルギー産業基盤が完全に整備することになるであろう。

その暁には、L P ガス販売事業者三万は、需要家利益を最優先に考えた「家庭用総合エネルギーショップ」として、L P ガスは勿論、天然ガス、D M E、電気(燃料電池等) 灯油、ガソリン等の全てのエネルギーを供給する事業者となることを目指すものである。

以上